

令和5年度 第2回

川西市市営住宅入居申込案内書

募集期間 令和5年11月6日（月）から令和5年11月15日（水）まで

申込方法 申込書とはがき2枚を添付の封筒に入れて、郵送もしくは市営住宅管理センターへ持参してください。（郵送の場合は11月15日（水）付までの消印があり、11月17日（金）到着分まで有効）

※封筒（申込書とはがき2枚が入っています）は案内書に挟んでいます。

※申し込みは、1世帯につき1通に限ります。（2通以上の申し込みをされた場合は、すべての申込書が無効になります）



問い合わせ先

川西市営住宅管理センター

〒666-0016 川西市中央町3番2号 川西北ビル5階

電話番号 072-740-1090

目 次

	ページ
申し込みから入居まで	1
申込資格	2～3
優先枠住宅について	4
期限付き住宅について	5
申し込みに際し了承・注意していただくこと	6
募集住宅位置図（全体）	7
募集住宅一覧表	8～9
募集住宅位置図（戸別）および間取り図	10～13
資料	14～24
【資料1】 収入基準について	
【資料2】 政令月収額の求め方（計算方法）	
【資料3】 控除額一覧表	
【資料4】 政令月収額の算出例	
【資料5】 川西市市営住宅入居申込書（記入例）	
【資料6】 はがき（記入例）	
【資料7】 入居申込案内書 語句の説明	

申し込みから入居まで

申し込み

令和5年11月6日(月)から令和5年11月15日(水)まで
申込書の提出は郵送もしくは市営住宅管理センターへの持参とします。
郵送の場合、令和5年11月15日(水)付けまでの消印があり令和5年11月17日(金)到着分までを有効とします。

抽 選

申込者が募集戸数を上回ったときは、公正な立会人の下で公開抽選を行い
仮当選者等を決定します。公開抽選の日時は下記の通りです。
なお、抽選番号は12月上旬に各申込者にはがきにてお伝えします。

◆公開抽選日時について

公開抽選日：令和5年12月18日(月)

抽選会場：市役所地下1階「B01会議室」

団地ごとの抽選時間を設定しております。

※注意 … 入場は1世帯につき1人とさせていただきます

抽選時間	募集团地（○数字は今回の募集住宅番号です）
9時35分	優先枠住宅 ①加茂桃源団地3号棟 ②栄花団地J棟 ③栄花団地K棟
9時50分	シルバーハウジング ④加茂桃源団地2号棟 ⑤⑥加茂桃源団地4号棟 期限付き住宅 ⑦栄南団地1号棟 一般募集住宅 ⑧加茂桃源団地4号棟 ⑨栄南団地1号棟 ⑩栄花団地J棟 ⑪滝山団地

結果報告

抽選の結果（仮当選・補欠仮当選・落選）は令和5年12月28日(木)
迄にはがきにて通知します。**電話での問合せに対する対応は行いません。**
抽選の結果は、令和5年12月18日(月)の公開抽選終了後 HP にて公
表いたします。また、公開抽選日から1週間程度、川西市営住宅管理セ
ンターおよび市役所住宅政策課（5階3番）に掲示します。

書類審査

仮当選された方は、入居される家族全員の収入証明書(令和5年度市県民
税課税証明書等)、住民票の写し、その他必要書類を提出の上、資格審査
を受けていただき入居の可否を決定します。これらの提出日・必要書類
については、別途仮当選者に通知します。指定期日までに提出がない場
合は失格となります。審査の結果は令和6年1月下旬に通知します。

入居説明会

入居説明と住戸の鍵をお渡しします。指定日までに家賃1ヶ月分（3月
家賃分）と敷金として家賃の3ヶ月分を納付していただきます。
※4月からの家賃は口座振替になります（振替日：毎月5日）

入 居

入居許可日は、令和6年3月1日(金)を予定し、別途指定します。
許可日から14日以内に全員入居していただきます。正当な理由なく入
居されない場合は、入居辞退とみなします。

申込資格

市営住宅に応募される方は、次の(1)から(6)の要件 ((2)は①か②のどちらか)をすべて満たしていることが必要です。

(1) 居住地域

市営住宅に入居申込時点で、市内在住又は市内在勤3年以上の方

- ・住民票や在職証明書等でその事実が確認できること

(2) 家族構成

①家族構成が夫婦または親子を主とする2人以上の世帯

※婚約者と申し込む場合は、市が指定する日までに入籍(内縁を含む)できる方

※内縁関係にある場合は、住民票で未届けの夫又は未届けの妻となっており、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが確認できる方

※パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている場合は、受領証でパートナーであることを確認できる方

②次のいずれかの条件に該当される単身世帯(単身可の記載がある住戸のみ)

- ア 満60歳以上の方(令和5年11月15日時点、応募最終日)
- イ 1級から4級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ウ 1級から3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- エ AからB2の療育手帳をお持ちの方
- オ DV(配偶者等からの暴力)被害者
- カ 生活保護受給者
- キ その他(戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等)

※戸籍謄本・住民票等で単身であることが確認できる方

※オに関しては配偶者等からの暴力(DV)を受けた被害者で以下のいずれかに該当する方を言います。

- a DV法第3条第3項第3号(DV法第28条の2において準用する場合を含む)の規定による一時保護又はDV法第5条(DV法第28条の2において準用する場合を含む)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
- b DV法第10条第1項(DV法第28条の2において準用する場合を含む)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

※常に介護が必要な方で、かつ、住居においてこれを受けることができず、又は受けることが困難と認められた方は申し込みできません。

(判断が困難な場合は事前にその旨をお申出ください。当選後の資格審査において、場合によっては一定書類の提出や、面接等により調査を行うことがあります)

(3) 収入条件

入居に際しては募集住宅ごとに「政令月収額」の上限が異なります。

一般世帯の政令月収額は158,000円以下となっておりますが、団地ごとの具体的な金額は14ページ【資料1】に記載しておりますので、ご確認ください。

(4) 住宅困窮理由 ※下記いずれかの生活困窮理由にあてはまる世帯

- ア 倉庫や事務所など住宅でない場所に居住している
- イ 崩壊の危険がある住宅や衛生上環境の悪い住宅に居住している
- ウ 他の世帯と同居していて生活上不便を受けている
- エ 住宅がないため、親族と同居できない
- オ 住宅の規模や設備、間取りが世帯構成にあっていない
- カ 正当な立ち退き要求を受けているが立ち退き先がない
- キ 通勤に著しく時間がかかっている
- ク 収入に比べて著しく家賃が高い
- ケ その他、住宅に困窮していることが明らかと認められる

(5) 申込者本人または同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

(6) 入居許可日から14日以内に申込書記載の家族全員が入居できる方

注意

- ※原則として、申し込み時点の世帯構成に限る
- ※結婚または離婚予定の方の申し込みは、令和5年12月15日までに結婚または離婚が成立された公的書類（戸籍謄本など）が提出できる方
- ※胎児は人数に含みません

申し込み出来ない方

- (a) 公的住宅（市営・県営住宅）にお住まいの方 ※「期限付き住宅」居住者は除く
- (b) 申込者ならびに同居者に居住の有無を問わず持家（共有持分も含む）がある場合
※令和5年12月15日までに「不動産売買契約書」「登記事項証明書」等を提出できる方を除く
- (c) 友人等の寄合世帯
- (d) 兄弟、姉妹のみの世帯。但し、申し込み時点で過去5年以上にわたり同居されている場合は同一世帯とみなされますので申し込みが可能となります。
※5年以上の同居を証明するため事前に住民票の提出が必要となります
- (e) 同居していない親族の方と世帯合体させての申し込みをされる方
- (f) 所得の申告をされていない方（申込者、同居人とも申告義務者は全て）
- (g) 市税（国民健康保険税および介護保険料を含む）を滞納されている方
- (h) 婚姻していない未成年者の方

注意

- ※申し込み後、上記に記載している事項が判明した場合は失格となります。

優先枠住宅について

下記に該当する世帯の申込者のみが優先枠住宅に申し込むことができます。

優先枠住宅に申し込まれる方は、さらに『一般募集住宅』の中から任意でもう1戸(2戸目)申し込みできます。その場合、先に行われる優先枠住宅の抽選にて仮当選されますと2戸目の抽選には参加できませんので、あらかじめご理解のうえお申し込みください。

注意

※『シルバーハウジング』『期限付き住宅』には追加申し込みできません
※世帯人数に応じた住戸にお申し込みください

(1) 高齢者世帯

申込者が60歳以上で、かつ同居者のいずれかが満60歳以上または満18歳未満の方である世帯

(2) 中度以上の障がい者がいる世帯

手帳	程度
身体障害者手帳	1～4級
精神障害者保健福祉手帳	1～2級
療育手帳	AまたはB1判定
障害年金	1～2級

※戦傷病者手帳をお持ちの方や原子爆弾被爆者の方は別途お問合せください。

(3) ひとり親世帯

20歳未満の子を扶養している母と子若しくは父と子の世帯

(4) 生活保護者世帯

生活保護法第6条第1項に規定する被保護者世帯

注意

※入居申込用紙の提出時に「生活保護受給証明書」が必要となりますので、ご準備のうえ提出してください。

(5) DV（配偶者からの暴力）被害者のいる世帯

以下のいずれかに該当する配偶者等からの暴力を受けた被害者のいる世帯

- ア DV法第3条第3項第3号（DV法第28条の2において準用する場合を含む）の規定による一時保護又はDV法第5条（DV法第28条の2において準用する場合を含む）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
- イ DV法第10条第1項（DV法第28条の2において準用する場合を含む）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
- ウ 県立女性家庭センター等において、配偶者からの暴力を理由として一時保護（DV法第3条第3項第3号の規定による一時保護をいう）をした又はしている者、配偶者からの暴力を入所理由とした婦人保護施設及び母子生活支援施設の入所者及び退所者（女性家庭センター等の証明が必要）

(6) 被災者世帯

被災市街地復興特別措置法第5条第1項第1号及び同法第21条に該当し、現に住宅に困窮している世帯

※上記の法律に該当する災害かどうかの判断がつかない場合はお問合せください。

(7) 引揚者世帯

海外からの引揚者で、本邦に引揚日から起算して5年未満の者がいる世帯

(8) 犯罪被害者世帯

犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等により、現に居住する住宅に引き続き居住することが困難となったことが明らかである方がいる世帯

期限付き住宅について

期限付き住宅とは、子育て世帯を支援する目的の住宅です。入居期間は許可日から10年以内となります。期間経過後は退去していただく住宅です。

(1) 申込資格

2・3ページの申込資格をすべて満たし、かつ入居申し込み時点で、中学校を卒業するまでの子と同居している3人以上の世帯。

※お子様お1人でも中学生を卒業するまでの方がおられる場合は対象となります

なお、期限付き住居については、申込対象世帯が市外在住であっても「申込対象世帯の親」が川西市内在住であれば申し込み可能です。

※「対象世帯の親」とは、申込者とその配偶者どちらの親も対象となります

(申し込み可能例) 申込対象世帯の居住地 神戸市
申込対象世帯の親の居住地 川西市

注意

※「申し込み可能例」に記載の通り対象世帯が川西市外に居住しておられても市営住宅への申し込みは可能ですが、川西市内にお住まいの親との同居を目的とした申し込みは、世帯合体となるため申し込みできません。

(3ページ(e)の通り)

(2) 期間

入居期間は許可日から10年間（今回の募集では2024年3月1日より10年間の期限となります。(厳守)

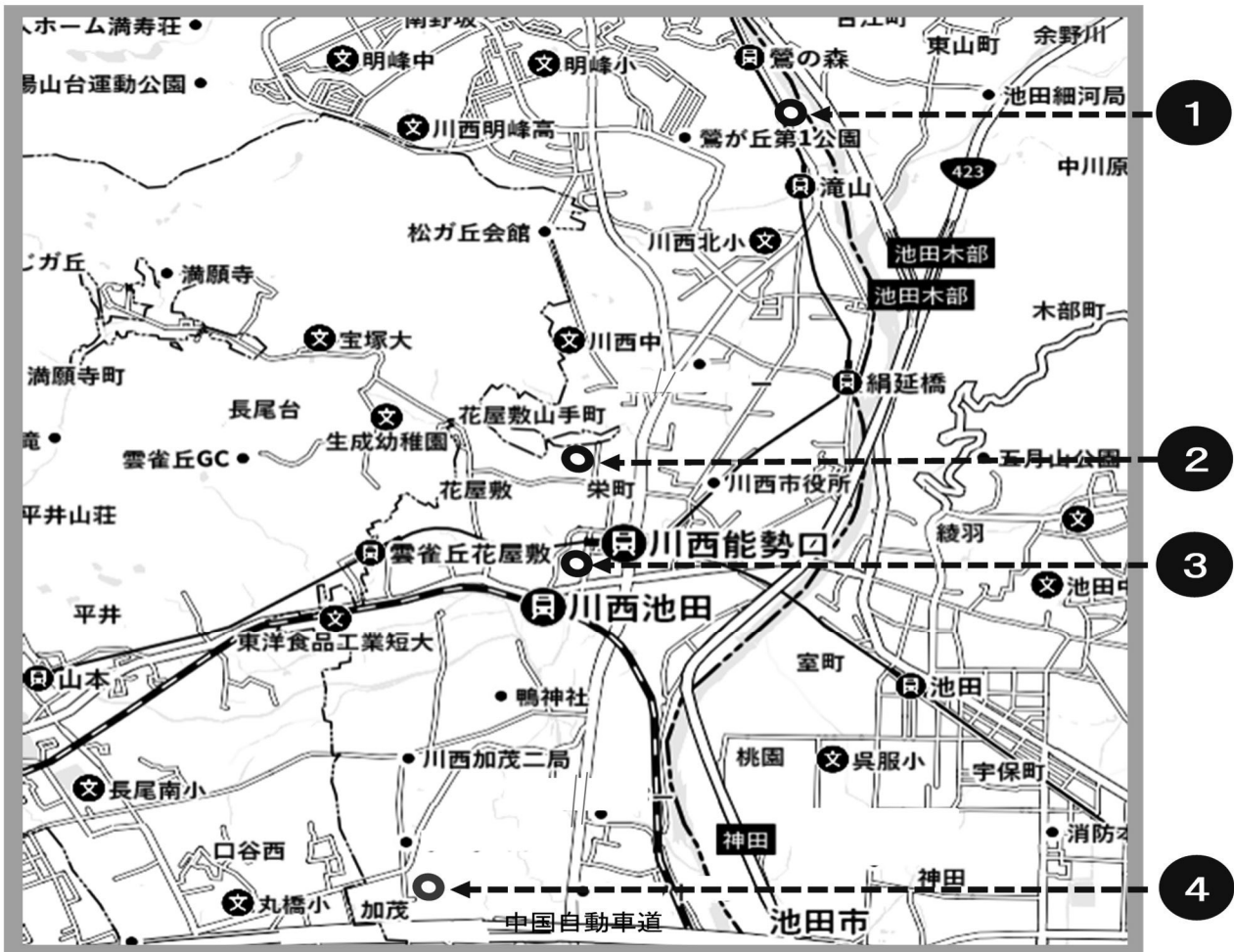
申し込みに際し了承・注意していただくこと

下記は申し込みから入居後までについて記載しています。事前に内容を確認し、ご了承のうえお申込みください。

- (1) 申し込みは、1世帯につき1通に限ります。
(2通以上の申し込みをされた場合は、すべての申込書が無効になります)
- (2) 申し込み後の同居親族等の変更はできません。
- (3) 申込用紙(川西市市営住宅入居申込書)の返却はいたしません。
- (4) 抽選の後、仮当選者については、必要書類を提出していただき入居資格審査を行います。入居資格審査で、申込書内容が事実と異なるとき、もしくは当該内容が資格審査時まで継続されていないときは、失格となります。
なお、補欠仮当選になった方も同様です。
- (5) 入居しようとする住宅内部は、鍵渡し前に部屋の下見をすることはできません。川西市営住宅管理センターにて一部写真を公開します。
- (6) 住戸内は破損の著しいものに限り修繕していますが、あくまでも以前に人が居住していた住宅ですので、新築住宅のような状態ではありません。
- (7) 市営住宅では、住みよい団地生活をおくるために、共用部分等の清掃や草刈等、ご協力いただきます。
- (8) 入居後は、家賃のほかに毎月、共益費(団地内共同施設の水道光熱費等)の負担が必要となります。
- (9) 市営住宅では、**犬・猫・鳥等の動物の飼育はできません**。それらを飼っている方は、入居までに誰かに譲るなどする必要があります。
- (10) 入居後は、毎年、前年の収入を申告していただきます。(毎年8月頃)
- (11) 収入が一定額以上になった場合、最大、近隣の民間住宅家賃と同等の家賃になる場合があります。
- (12) 入居される世帯以外の方を緊急連絡先として登録していただきます。
- (13) 家賃等は銀行の口座振替で納めていただきます。(毎月5日)

募集住宅位置図（全体）

間取り図は各団地の代表的なタイプを概略で示したものであり、募集する住宅とは現況が異なる場合があります。



	申込住宅				最寄駅・バス停
	申込住宅番号	団地名	間取り	専用床面積	
①	1 1	滝山団地	3DK	65.50㎡	滝山駅より徒歩5分
②	2	栄花団地J棟	3DK	58.90㎡	川西能勢口駅より北へ徒歩7分
	3	栄花団地K棟	3DK	62.17㎡	
③	1 0	栄花団地J棟	3DK	58.90㎡	川西能勢口駅より西へ徒歩1分
	☆7	栄南団地1号棟	3DK	59.30㎡	
④	9	栄南団地1号棟	3DK	59.30㎡	川西能勢口駅より南へ 阪急バスで10分 加茂小学校前下車徒歩1分
	1	加茂桃源団地3号棟	3DK	63.00㎡	
	★4	加茂桃源団地2号棟	1DK	31.50㎡	
	★5	加茂桃源団地4号棟	1DK	31.50㎡	
	★6	加茂桃源団地4号棟	1DK	31.50㎡	
	8	加茂桃源団地4号棟	3DK	63.00㎡	

※太字 = 優先枠住宅、★付き番号 = シルバーハウジング、☆付き番号 = 期限付き住宅、その他 = 一般募集住宅

募集住宅一覧表

◆優先枠住宅（優先枠に該当する申込者のみ申し込みができます）

申込住宅番号	世帯人数	団地名 (所在地)	建設年度 構造 間取り・面積	風呂設備 (注1)	エレベーター	小学校区	中学校区	令和5年度月額家賃 (注2)	階数
1	2人以上	加茂桃源団地 3号棟 (加茂4丁目8番3号)	平成2年度 鉄筋7階建 3DK・63.00㎡	設備付き	あり	加茂	川西南	①27,100円 ④40,400円 ②31,300円 ⑤46,200円 ③35,800円 ⑥53,300円	3階
2	2人以上	栄花団地 J棟 (栄町7番6号)	平成元年度 鉄筋5階建 3DK・58.90㎡	設備付き	なし	桜が丘	川西	①24,400円 ④36,400円 ②28,200円 ⑤41,600円 ③32,300円 ⑥48,000円	3階
3	2人以上	栄花団地 K棟 (栄町7番13号)	平成4年度 鉄筋4階建 3DK・62.17㎡	設備付き	なし	桜が丘	川西	43,000円 (注3)	4階

※家賃欄の①～⑥は9ページの「家賃区分」を表しています。

注意

優先枠住宅に申し込まれる方はさらに『一般募集住宅』からも1戸申し込むことができます。（任意）その場合は先に優先枠住宅の抽選を行います。優先枠住宅に仮当選されますと、一般募集住宅抽選には参加できませんので、ご理解の上、申し込みください。

※『シルバーハウジング』『期限付き住宅』には追加申し込みできません

◆シルバーハウジング ※単身での申込が可能です

申込住宅番号	世帯人数	団地名 (所在地)	建設年度 構造 間取り・面積	風呂設備 (注1)	エレベーター	小学校区	中学校区	令和5年度月額家賃 (注2)	階数
4	2人以下	加茂桃源団地 2号棟 (加茂4丁目8番2号)	平成6年度 鉄筋7階建 1DK・31.50㎡	設備付き	あり	加茂	川西南	①14,000円 ④20,900円 ②16,200円 ⑤23,900円 ③18,600円 ⑥27,600円	6階
5	2人以下	加茂桃源団地 4号棟 (加茂4丁目8番4号)	平成6年度 鉄筋7階建 1DK・31.50㎡	設備付き	あり	加茂	川西南	①14,000円 ④20,900円 ②16,200円 ⑤23,900円 ③18,600円 ⑥27,600円	6階
6	2人以下	加茂桃源団地 4号棟 (加茂4丁目8番4号)	平成6年度 鉄筋7階建 1DK・31.50㎡	設備付き	あり	加茂	川西南	①14,000円 ④20,900円 ②16,200円 ⑤23,900円 ③18,600円 ⑥27,600円	7階

※家賃欄の①～⑥は9ページの「家賃区分」を表しています。

注意

シルバーハウジングは、満60歳以上の自炊が可能な程度の健康状態である方を募集対象とした住宅です。ただし、夫婦の場合は一方が60歳以上であれば足りません。

緊急通報システムや生活援助員による生活相談などのサービスが受けられるため、家賃や共益費のほかに、別途収入に応じてこれらのサービス費用をご負担いただきます。また、別途、NTT電話回線契約と電話機またはFAX機が必要となります。

◆期限付き住宅（中学校を卒業するまでの子と同居している世帯が対象です）

申込住宅番号	世帯人数	団地名 (所在地)	建設年度 構造 間取り・面積	風呂設備 (注1)	エレベーター	小学校区	中学校区	令和5年度月額家賃	階数
7	3人以上	栄南団地 1号棟 (栄町27番1号)	昭和57年度 鉄骨鉄筋11階建 3DK・59.30㎡	設備付き	あり	川西	川西	28,000円 (注3)	3階

※エレベーターは各階には止まりません（停止階）1・4・7・10階

注意 期限付き住宅とは、子育て世帯を支援する目的の住宅です。
入居期間は許可日から10年以内。期間経過後は退去していただく住宅です。
※詳しくは5ページで確認してください。

◆一般募集住宅

申込住宅番号	世帯人数	団地名 (所在地)	建設年度 構造 間取り・面積	風呂設備 (注1)	エレベーター	小学校区	中学校区	令和5年度月額家賃 (注2)	階数
8	2人以上	加茂桃源団地 4号棟 (加茂4丁目8番4号)	平成6年度 鉄筋7階建 3DK・63.00㎡	設備付き	あり	加茂	川西南	①28,100円 ④41,900円 ②32,500円 ⑤47,900円 ③37,200円 ⑥55,300円	2階
9	3人以上	栄南団地 1号棟 (栄町27番1号)	昭和57年度 鉄骨鉄筋11階建 3DK・59.30㎡	設備付き	あり	川西	川西	28,000円 (注3)	7階
10	2人以上	栄花団地 J棟 (栄町7番6号)	平成元年度 鉄筋5階建 3DK・58.90㎡	設備付き	なし	桜が丘	川西	①24,400円 ④36,400円 ②28,200円 ⑤41,600円 ③32,300円 ⑥48,000円	3階
11	2人以上	滝山団地 (滝山町20番2号)	平成4年度 鉄筋8階建 3DK・65.50㎡	設備付き	あり	川西北	川西	①28,000円 ④41,600円 ②32,300円 ⑤47,600円 ③36,900円 ⑥54,900円	2階

※家賃欄の①～⑥は下表の「家賃区分」を表しています。

※申込住宅番号9 栄南団地1号棟のエレベーターは各階には止まりません（停止階）1・4・7・10階

【家賃区分】

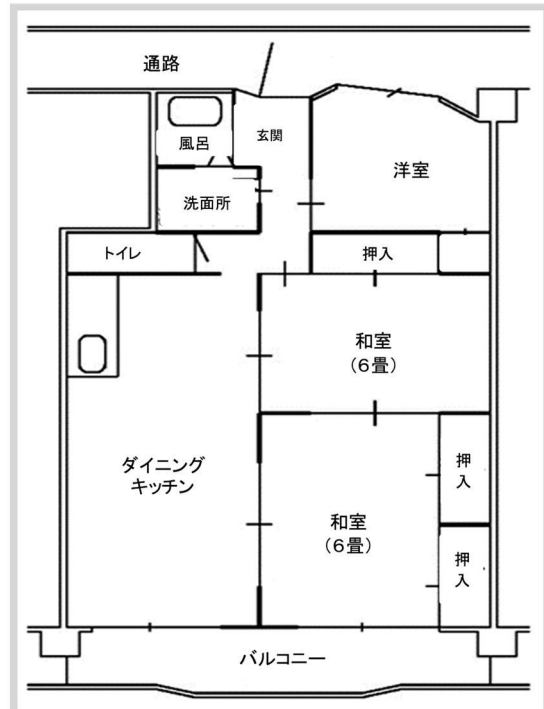
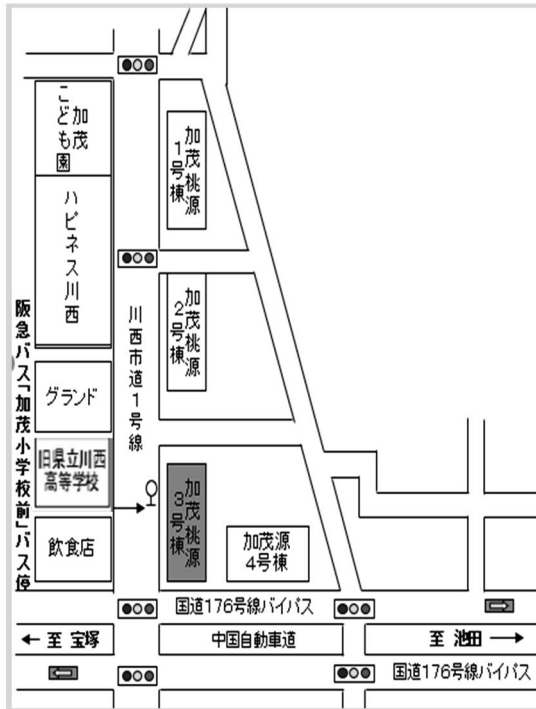
家賃区分	裁量階層世帯 (14ページ参照)					
	①	②	③	④	⑤	⑥
政令月収額	0円 }	104,001円 }	123,001円 }	139,001円 }	158,001円 }	186,001円 }
	104,000円	123,000円	139,000円	158,000円	186,000円	214,000円

- (注1) 風呂設備について
「設備付き」とありますが、将来までの性能を保障したものではありません。
故障した際は、修繕費用を入居者に負担していただきます。
- (注2) 家賃は毎年度見直されます。
- (注3) 政令月額が一定の金額を超えると、割増賃料が月額家賃に加算されます

募集住宅位置図（戸別） および間取り図

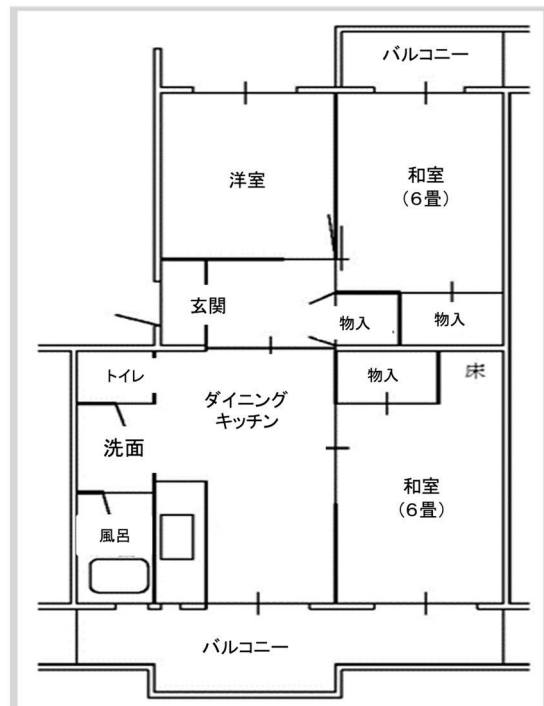
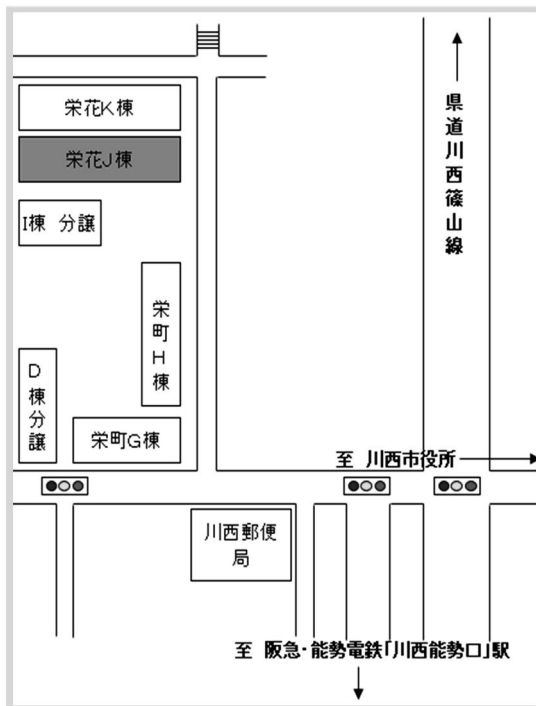
【 申込住宅番号 】 1番

【 団地名・間取り 】 加茂桃源団地 3号棟（3DK、63.00㎡）



【 申込住宅番号 】 2番・10番

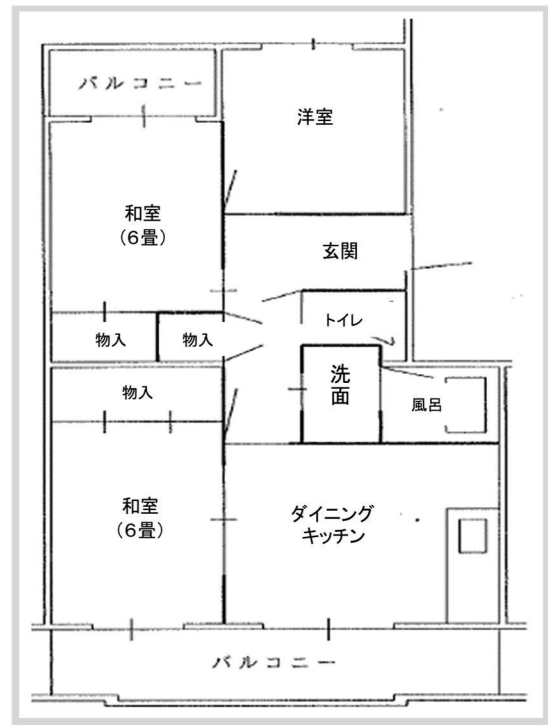
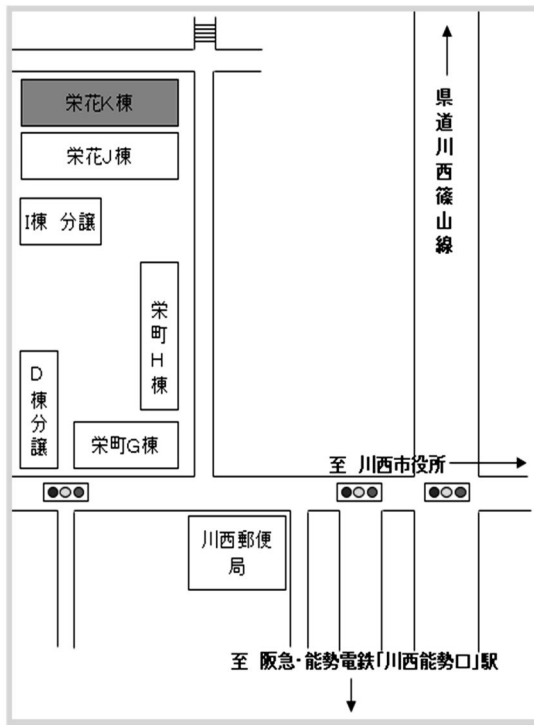
【 団地名・間取り 】 栄花団地 J棟（3DK、58.90㎡）



実際の住宅は、バルコニーの形状が異なったり、反転モデルになる場合があります。

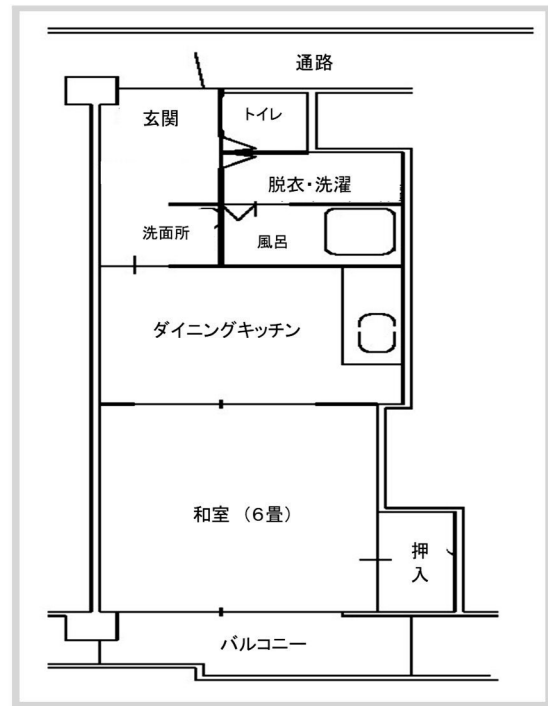
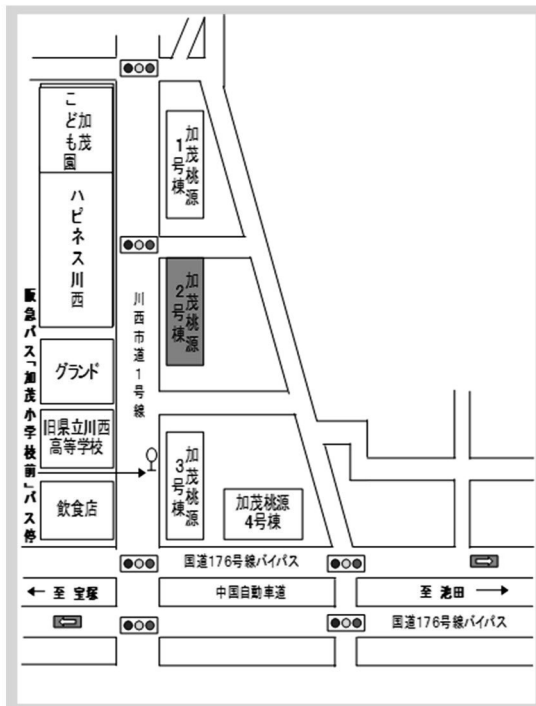
【 申込住宅番号 】 3番

【 団地名・間取り 】 栄花団地 K棟 (3DK、62.17㎡)



【 申込住宅番号 】 4番

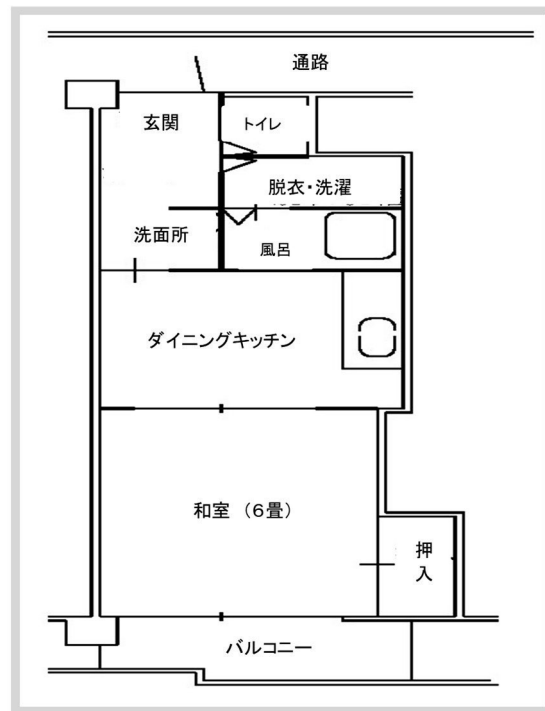
【 団地名・間取り 】 加茂桃源団地 2号棟 (1DK、31.50㎡)



実際の住宅は、バルコニーの形状が異なったり、反転モデルになる場合があります。

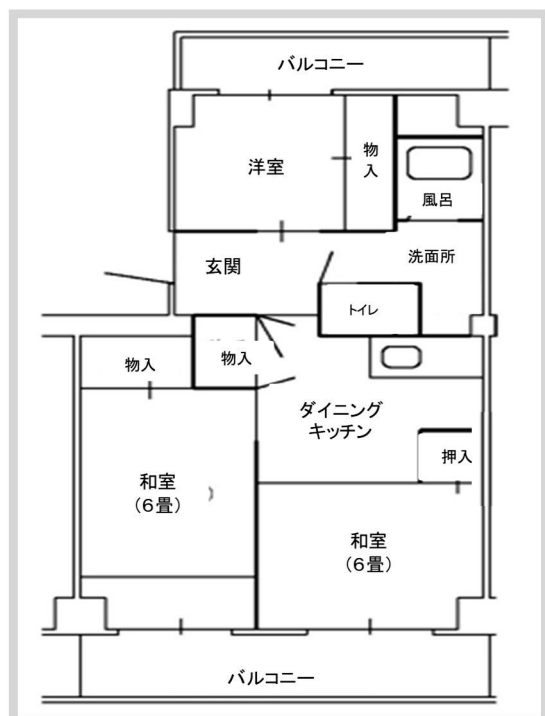
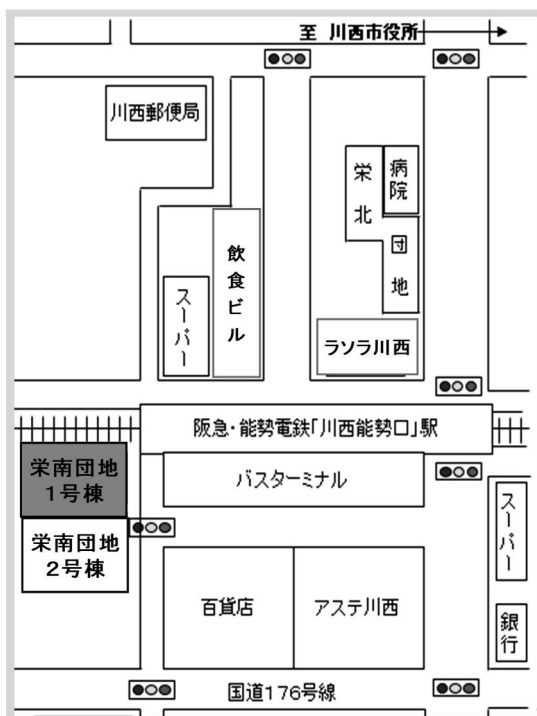
【 申込住宅番号 】 5番・6番

【 団地名・間取り 】 加茂桃源団地 4号棟 (1DK、31.50㎡)



【 申込住宅番号 】 7番・9番 ※7番、9番とも上部バルコニーは有りません

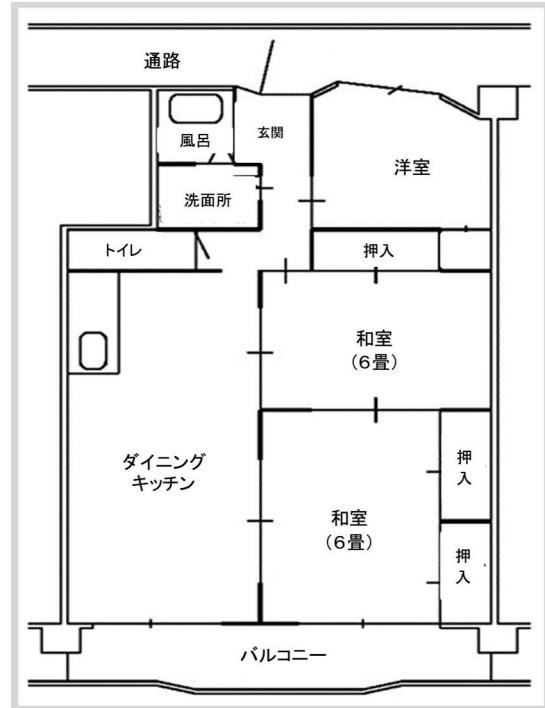
【 団地名・間取り 】 栄南団地 1号棟 (3DK、59.30㎡)



実際の住宅は、バルコニーの形状が異なったり、反転モデルになる場合があります。

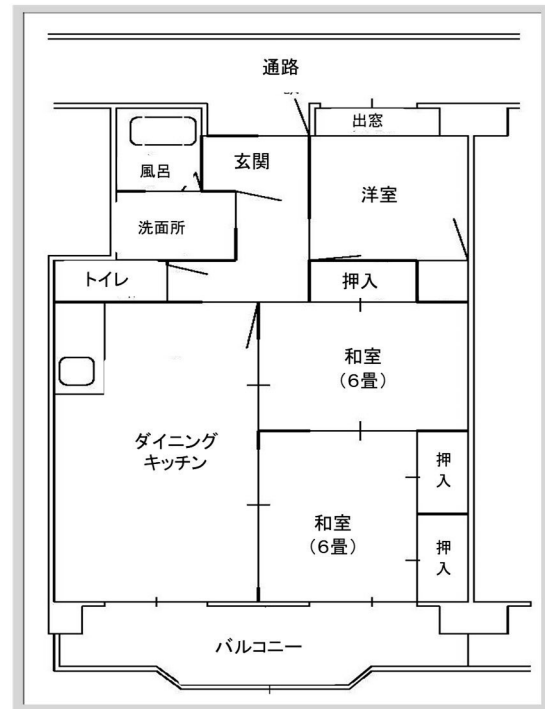
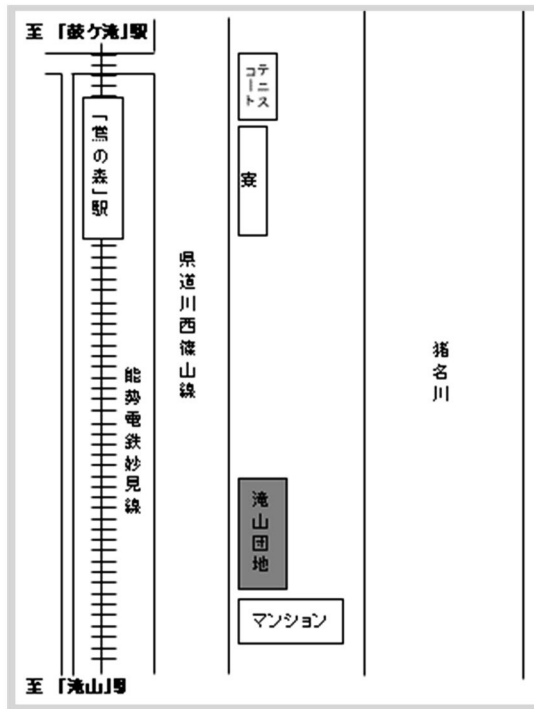
【 申込住宅番号 】 8 番

【 団地名・間取り 】 加茂桃源団地 4号棟 (3DK、63.00㎡)



【 申込住宅番号 】 11 番

【 団地名・間取り 】 滝山団地 (3DK、65.50㎡)



実際の住宅は、バルコニーの形状が異なったり、反転モデルになる場合があります。

収入基準について

1. 入居収入基準

政令月収額が158,000円以下の方が申し込みできます。

また、裁量階層世帯（下記の表に該当する世帯）の政令月収額は表に記載通りです。

該当世帯		該当要件	政令月収額										
			滝山団地 栄花団地 栄南団地 加茂桃源団地										
裁量階層世帯	高齢者世帯	下記、①②の両方に該当する世帯 ① 申込者が満60歳以上 ② 申込者を除く入居予定の方のいずれもが満60歳以上 又は満18歳未満の方である世帯	214,000円 以下										
	障がい者世帯	入居する方の中に①～④に該当する方がいる世帯 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手帳</th> <th>程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①身体障害者手帳</td> <td>1～4級</td> </tr> <tr> <td>②精神障害者保健福祉手帳</td> <td>1～3級</td> </tr> <tr> <td>③療育手帳</td> <td>AまたはB1、B2判定</td> </tr> <tr> <td>④障害年金</td> <td>1～2級</td> </tr> </tbody> </table>		手帳	程度	①身体障害者手帳	1～4級	②精神障害者保健福祉手帳	1～3級	③療育手帳	AまたはB1、B2判定	④障害年金	1～2級
	手帳	程度											
	①身体障害者手帳	1～4級											
	②精神障害者保健福祉手帳	1～3級											
	③療育手帳	AまたはB1、B2判定											
	④障害年金	1～2級											
	子育て世帯	中学校を卒業するまでの子供がいる世帯											
若年世帯	合計年齢が80歳未満の夫婦世帯（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者。その他婚姻の予定者を含む）												
ひとり親世帯	配偶者（内縁関係を含む）のない方で、かつ、同居者に扶養親族である18歳未満の子がある世帯												
戦傷病者世帯	入居する方の中に戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は、同法別表第1号表の3の第1款症の障がいのある方がいる世帯												
被爆者世帯	入居する方の中に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯												
引揚者世帯	入居する方の中に海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で日本に引き揚げ日から5年未満の方がいる世帯												
ハンセン病療養所入所者等世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等、に該当する方がいる世帯												
上記以外の一般世帯			158,000円 以下										

※年齢は令和5年11月15日時点の満年齢です

政令月収額の求め方（計算方法）

[計算の順序]

- (1) 収入の種類別に所得金額を計算する
- (2) 各自の総所得金額を計算する
- (3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算する
- (4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き12で割って政令月収額を計算する

1. 種類別所得金額の計算

(1) 給与所得の場合

年間総収入額を計算してから、年間給与所得金額を計算します。

2人以上の所得者がいる場合は、それぞれ計算し、合算してください。

◆年間総収入額の計算

仕事を始めた時期	計算の仕方
現在の勤務先に令和4年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和4年分の源泉徴収票の支払金額欄の金額
現在の勤務先に令和4年1月2日以後に就職し、現在までに1年以上勤務している方	勤務した翌月から12か月分の総収入額
現在の勤務先に就職してから、まだ1年にならない方	勤務翌月から申込月の前月までの総収入金額をもとに計算した推定金額 $\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$

円

◆年間給与所得金額の精算

年間総収入(支払)金額	給与所得金額の算出式
551,000 円未満	給与所得金額 = 「0」 円
551,000 円以上～ 1,619,000 円未満	支払金額 - 550,000 円 = 給与所得金額
1,619,000 円以上～ 1,620,000 円未満	給与所得金額 = 「1,069,000」 円
1,620,000 円以上～ 1,622,000 円未満	給与所得金額 = 「1,070,000」 円
1,622,000 円以上～ 1,624,000 円未満	給与所得金額 = 「1,072,000」 円
1,624,000 円以上～ 1,628,000 円未満	給与所得金額 = 「1,074,000」 円
1,628,000 円以上 ｝ 1,800,000 円未満	次のとおり端数整理します (ア)支払金額 ÷ 4,000 で算出した答の小数点以下を切り捨てる (イ)上の (ア) で算出した数値に 4,000 を掛ける (ウ)次に (イ) で算出した金額を右の算出式に当てはめる
1,800,000 円以上 ｝ 3,600,000 円未満	
3,600,000 円以上 ｝ 6,600,000 円未満	左の通り端数整理した支払金額 } × 0.6 + 100,000 円 = 給与所得金額 左の通り端数整理した支払金額 } × 0.7 - 80,000 円 = 給与所得金額 左の通り端数整理した支払金額 } × 0.8 - 440,000 円 = 給与所得金額
6,600,000 円以上～8,500,000 円以下	

円

(2) 年金所得の場合

年間総収入額を計算してから、年間年金所得金額を計算します。

2人以上の所得者がいる場合は、それぞれ計算し、合算してください。

◆年間総収入額の計算

年金の受給期間	計算の仕方
① 引き続き1年以上年金を支給されている方	令和4年分の源泉徴収票の支払金額欄の金額
② 年金を受給されてから1年に満たない方	年金証書の支払い年金額

円

◆年間年金所得金額の計算

	収入金額	年金所得金額の算出式
65歳以上 の方	1,100,000円以下	年金所得金額 = 「0」円
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	収入金額 - 1,100,000円 = 年金所得金額
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000円 = 年金所得金額
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000円 = 年金所得金額
65歳未満 の方	600,000円以下	年金所得金額 = 「0」円
	600,001円以上～1,300,000円未満	収入金額 - 600,000円 = 年金所得金額
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000円 = 年金所得金額
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000円 = 年金所得金額

円

(3) 事業による所得の場合

下表により年間所得金額を計算します。

2人以上の所得者がいる場合は、それぞれ計算し、合算してください。

◆年間総収入額の計算

事業を始めた時期	計算の仕方
① 令和4年1月1日以前から引き続き同じ事業をしている方	令和4年分の年間所得金額 (令和4年分の所得税確定申告書控えの所得金額)
② 令和4年1月2日以後に現在の事業を始めて1年以上勤務している方	事業を始めた翌月から12か月の所得金額 計算式：12か月の合計収入金額 - 必要経費
③ 現在の事業を始めてから、まだ1年にならない方	事業を始めた翌月から申込月の前月までの総収入金額をもとに計算した推定金額 $\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総所得金額}}{\text{事業を始めた翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12$

円

2. 各自の総所得金額を計算（入居者全員分を計上）

総所得金額 = 給与所得 + 年金所得 + 事業所得等

(各自の総所得金額を計算してください)

3. 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

本人の総所得金額	+	家族の総所得金額	=	世帯の総所得金額

4. 世帯の総所得金額から控除額を差し引き、12で割って政令月収額を計算

※控除対象の詳細説明については18・19ページ【資料3】に記載しておりますので、ご確認のうえ控除額を入力してください。

控除対象	控除額
1. 同居親族	38万円× 人 円
2. 同居しない扶養親族	38万円× 人 円
3. 老人扶養親族	10万円× 人 円
4. 特定扶養親族	25万円× 人 円
5-① 特別障がい者	40万円× 人 円
5-② 障がい者	27万円× 人 円
6. 寡婦	27万円× 人 円
7. ひとり親	35万円× 人 円
8. 給与所得者	10万円× 人 円
9. 公的年金等所得者	10万円× 人 円
控除額の合計	円



$$\left\{ \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯の総所得金額} \\ \hline \end{array} \right. - \left\{ \begin{array}{|c|} \hline \text{控除総合計金額} \\ \hline \end{array} \right. \div 12 = \left\{ \begin{array}{|c|} \hline \text{政令月収額} \\ \hline \end{array} \right.$$

控除額一覧表

控除対象		範囲	控除額
1. 同居親族		申込住宅に同居する申し込み本人以外の方	38万円
2. 同居しない扶養親族		申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方	38万円
3. 老人扶養親族		扶養親族及び控除対象配偶者のうち70歳以上の方	10万円
4. 特定扶養親族		16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円
5. 障がい者	①特別 障がい者	次の(1)～(8)のいずれかに当てはまる方。 (申込者又は上記1・2の対象者) (1) 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（これに該当する人は特別障害者になります） (2) 療育手帳をお持ちの方 （このうち重度(A判定)の方は特別障害者になります） (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 （このうち1級の方は特別障害者になります） (4) 身体障害者手帳をお持ちの方 （このうち1級、2級の方は特別障害者になります）	40万円 ②「障がい者」との重複控除はできません
	②障がい者	(5) 満65歳以上の人で、その障害の程度が(1)、(2)又は(4)に掲げる人に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている方 (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている方 （このうち障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までの方は、特別障害者となります） (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方 （これに該当する人は特別障害者になります） (8) その年の12月31日の現況で引続き6ヶ月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする方 （これに該当する人は特別障害者になります）	27万円 ①「特別障がい者」との重複控除はできません

控除対象	範囲	控除額
6. 寡婦	<p>寡婦とは、原則としてその年の12月31日の現況で、「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人です。納税者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。</p> <p>① 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人</p> <p>② 夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人。なお、この場合は扶養親族の要件はありません。</p> <p>(注) 夫とは民法上の婚姻関係にある者をいいます</p>	27万円
7. ひとり親	<p>ひとり親とは、原則としてその年の12月31日の現況で、婚姻をしていないことまたは、配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件のすべてに当てはまる人です。</p> <p>① その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと</p> <p>② 生計を一にする子がいること この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。</p> <p>③ 合計所得金額が500万円以下であること</p>	35万円
8. 給与所得者 9. 公的年金等所得者	<p>申込者本人または同居親族で過去1年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者（その者の所得等の金額が10万円未満である場合には、その金額）</p>	10万円 1～7と重複して控除できません

※2～7の控除は、所得税法上認定されている方に限ります

※年齢は令和5年11月15日現在の満年齢です

※控除額は該当者1人についての額です

※8、9の控除は、収入種別や収入金額により異なります

【例1】 給与収入のみの方の『給与所得者控除額』

「給与収入」160万円の方の「所得金額」は105万円 「控除額」は10万円

【例2】 年齢66歳の方で、年金収入のみの方の『公的年金等所得者控除額』

「年金収入」115万円の方の「所得金額」は5万円 「控除額」は5万円

【例3】 年齢66歳の方で、給与収入と年金収入どちらも有る方の控除額

給与所得者または公的年金等所得者控除は、所得が10万円以上の方については10万円。10万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

【例4】 入居者のうち複数の方が「給与収入」や「年金収入」が有る場合、個々に控除を受けることができます。【例1】【例2】【例3】に照らして控除金額を算出して

ください

【資料4】

政令月収額の算出例

【給料所得の方の例】

本人43歳、妻40歳、子供17歳、13歳の4人家族で現在の勤務先に
令和3年8月1日に就職した場合

- ① 就職した翌月から1年分の総給料、賞与については給料明細等を用いて計算する
- ② 給料収入額から所得金額を計算

例	給料収入額	年間総収入（支払）金額	給与所得金額の算出式
本人（43歳）	3,000,000円	551,000円未満	給与所得金額 = 「0」円
妻（40歳）	500,000円	551,000円以上～1,619,000円未満	支払金額 - 550,000円 = 給与所得金額
		1,619,000円以上～1,620,000円未満	給与所得金額 = 「1,069,000」円
		1,620,000円以上～1,622,000円未満	給与所得金額 = 「1,070,000」円
		1,622,000円以上～1,624,000円未満	給与所得金額 = 「1,072,000」円
		1,624,000円以上～1,628,000円未満	給与所得金額 = 「1,074,000」円
		1,628,000円以上	次の通り端数整理します。 ア) 支払金額 ÷ 4,000 で算出した答の小数点以下を切り捨てる イ) 上のア) で算出した数値に4,000を掛ける ウ) 次にイ) で算出した金額を右の算出式に当てはめる
		1,800,000円未満	
		1,800,000円以上	左の通り端数整理した支払金額 } × 0.6 + 100,000円 = 給与所得金額
		3,600,000円未満	
		3,600,000円以上	左の通り端数整理した支払金額 } × 0.7 - 80,000円 = 給与所得金額
		6,600,000円未満	
		6,600,000円以上～8,500,000円以下	左の通り端数整理した支払金額 } × 0.8 - 440,000円 = 給与所得金額 支払金額 × 0.9 - 1,100,000円 = 給与所得金額



右の表に当てはめて計算

例	給料所得額
本人（43歳）	2,020,000円
妻（40歳）	0円
計	2,020,000円

③ 控除額を計算

控除対象	控除額
1. 同居親族	38万円 × 3人 1,140,000円
2. 同居しない扶養家族	38万円 × 人 円
3. 老人扶養親族	10万円 × 人 円
4. 特定扶養親族	25万円 × 1人 250,000円
5-① 特別障がい者	40万円 × 人 円
5-② 障がい者	27万円 × 人 円
6. 寡婦	27万円 × 人 円
7. ひとり親	35万円 × 人 円
8. 給与所得者	10万円 × 1人 100,000円
9. 公的年金等所得者	10万円 × 人 円
控除額の合計	1,490,000円

④ 世帯月収額より世帯政令月収額を計算

政令月収額：44,166円

【年間所得金額の合計 - 控除額の合計】 ÷ 12 = 政令月収額

【2,020,000円 - 1,490,000円】 ÷ 12 = 44,166円（小数点以下切捨）

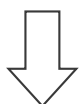
【年金収入の方の例】

本人68歳、妻63歳の2人世帯の場合

① 年金収入額を確認（令和4年分の「源泉徴収票」の支払金額や令和5年度「課税証明書」の年金収入欄の金額）

② 年金収入額から所得金額を掲載

例	年金収入額
本人(68歳)	2,250,000円
妻(63歳)	790,000円



右の表にあてはめて計算

例	年金所得額
本人(68歳)	1,150,000円
妻(63歳)	190,000円
計	1,340,000円

	収入金額	算出式
65歳以上	1,100,000円以下	0円とする
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	収入金額 - 1,100,000円
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000円
65歳未満	600,000円以下	0円とする
	600,001円以上～1,300,000円未満	収入金額 - 600,000円
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000円

③ 控除額を計算

控除対象	控除額
1. 同居親族	38万円 × 1人 380,000円
2. 同居しない扶養家族	38万円 × 人 円
3. 老人扶養親族	10万円 × 人 円
4. 特定扶養親族	25万円 × 人 円
5-① 特別障がい者	40万円 × 人 円
5-② 障がい者	27万円 × 人 円
6. 寡婦	27万円 × 人 円
7. ひとり親	35万円 × 人 円
8. 給与所得者	10万円 × 人 円
9. 公的年金等所得者	10万円 × 2人 200,000円
控除額の合計	580,000円

④ 世帯月収額より世帯政令月収額を計算

政令月収額：63,333円

【年間所得金額の合計 - 控除額の合計】 ÷ 12 = 政令月収額

【1,340,000円 - 580,000円】 ÷ 12 = 63,333円（小数点以下切捨）

【資料5】

令和5年度第2回

川西市市営住宅入居申込書(記入例)

川西市長宛

令和 年 月 日

私は川西市市営住宅の入居申し込みをします。なお、入居申し込みの資格審査のために住民票・所得・市税等納付状況等の調査を行うことを承諾するとともに、この申込書の記載内容が事実と相違するときは申し込みを無効とされても異議ありません。

申込者	フリガナ	カワニシ イチロウ	申込案内書の8・9ページを参考に、申込区分にあつ応募住宅を1つ記入してください。										申込住宅	1
	氏名	川西 一郎											申込住宅1~3番の方のみ8~11番からもう1戸申し込みできます(計2戸)	9
	現住所	電話番号(固定) 072-740-1090 (〒666-0016) 川西市中央町3-	電話番号(携帯) 090-740-1090	申込住宅が「優先枠住宅番号1~3番」の方は8~11番から、もう1戸申し込みすることができます。(任意)										
	勤務先名称	〇〇商事株式会社	電話番号 072-740-1090											
勤務先所在地	(〒666-0000) 川西市〇〇町〇丁目〇-〇													
申込世帯区分	下記項目で該当するもの全てに○を付けてください。 ※参考資料/「川西市市営住宅入居申込案内書」の4ページ、14ページ(備考) 1. 『障がい者がいる』に○をつけられた方は「手帳名」「程度(級)」も必ず記入してください 2. 『生活保護者』に○をつけられた方は、「入居申込書」提出時に「生活保護受給証明書」も提出してください													
	高齢者	障がい者がいる	手帳名	生活保護者	子育て	ひとり親	若年	DV被害者がいる	被災者	犯罪被害者	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハンセン病療養所入所者など
入居しようとする者	フリガナ	続柄	生年月日	年齢	性別	職業	持家	所得の種類	年間総収入金額	年間総所得金額(給与+年金+事業)	この欄には記載しないでください			
	氏名	川西 一郎	本人	昭・平・令 25年 1月 1日	73	男	有	有	給与 1,600,000円 年金 1,000,000円 事業 円	1,050,000円 0円 円				
	フリガナ	続柄	生年月日	年齢	性別	職業	持家	所得の種類	年間総収入金額	年間総所得金額(給与+年金+事業)				
	氏名	川西 花子	妻	昭・平・令 26年 1月 1日	72	女	有	有	給与 1,150,000円 年金 円 事業 円	50,000円 円 円				
	フリガナ	続柄	生年月日	年齢	性別	職業	持家	所得の種類	年間総収入金額	年間総所得金額(給与+年金+事業)				
	氏名			昭・平・令 年 月 日				有	有	給与 円	円			
【記入上の注意点】 所得の種類は「給与」「年金」「事業」に別々に記入してください。 まとめて記入されますと所得金額、控除金額が変わりますので必ず分けてください。 ※年間総所得金額の算出方法は、申込案内書15~21ページを参考にしてください。														
入居しない扶養親族	有・無	氏名	続柄	年齢	合計	3,750,000円	1,100,000円							
住宅困窮理由(該当するものに○してください)	住宅以外の場所に居住	・崩壊の危険がある住宅 ・衛生環境が悪い住宅 ※具体的に書いて下さい	他の世帯と同居 ※同居者との関係記入	住宅の規模や設備、間取りが合っていない	立ち退き要求を受けている(立退期限) 令和 年 月	家賃が高い ※現状家賃記入	その他 下記に内容を書いてください							
結婚予定日		離婚予定日		持家売却契約日		生活保護世帯の方は、ご自身が負担されている金額を記入願います。								

応募資格審査に関係しますので、必ず内容確認のうえ該当項目全てに○を付けてください。

入居される方、全員記入してください。なお、申込後の変更(同居人変更・追加)は認められません。

該当する項目を必ず1つ以上「○」してください。 ※複数回答可

予定のある方は記入してください。

※下記の点線枠内「-----」は記入しないでください。

同居親族(本人を除く) 1人:38万	同居しない扶養親族 1人:38万	老人扶養 1人:10万	特定扶養親族 1人:25万	特別障がい者 1人:40万	普通障がい者 1人:27万	寡婦 1人:27万	ひとり親 1人:35万	給与所得者 1人:10万(所得が10万未満の方はその金額)	年金所得者 1人:10万(所得が10万未満の方はその金額)	控除額の合計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	万円
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
政令月収額の算出	年間総所得金額の合計		控除額の合計				政令月収額			抽選番号
(円 -		円) ÷ 12か月 =				円			

※ご提出いただきました「川西市市営住宅入居申込書」の返却は行いませんので、予めご了承願います。
 申込状況は毎日公開します。
 川西市営住宅管理センター、市役所5階3番住宅政策課前に掲示します。また、管理センターホームページでもご覧いただけます。

はがき（記入例）

- 下のはがきは、あなた様宛に送りますので住所は正確に記入してください
- はがきは2枚あります（抽選番号通知用、抽選結果通知用）

はがき2枚とも63円
切手を貼ってください

郵便はがき

63円

切手を必ず
貼ってください

6 6 6 0 0 1 6

記入箇所は3ヶ所あります。
（郵便番号・住所・名前）

川西市中央町3-2川西北ビル

（申込者氏名） 川 西 一 郎

《返送先》

川西市営住宅管理センター

申込に必要なもの

1. 川西市市営住宅入居申込書

2. はがき2枚（抽選番号通知用と抽選結果通知用）

※すべての必要書類が揃っていないと申請は無効となります。

※案内書に挟んである封筒にて入居申込書とはがき2枚を郵送してください。

※申し込み時点では住民票や課税証明書等証明書類は必要ありません。

【 資料 7 】

入居申込案内書 語句の説明

申込案内書の記載内容には「聞きなれないことば」が多いと思われます。
ここでは、それらのことばを抜き出し、説明させていただきます。

語句	語句の意味	参考
年 齢	本紙記載の年齢は「令和5年11月15日時点の満年齢」です。	全文
優先枠住宅	一定の条件に該当されている方のみが応募できる住宅です。 (条件) 高齢者世帯、中度以上の障がい者がいる世帯、ひとり親世帯、生活保護者世帯、DV(配偶者からの暴力)被害者のいる世帯、被災者世帯、引揚者世帯、犯罪被害者世帯	P 4 P 8
シルバー ハウジング	満60歳以上の方を対象とした住宅です。生活援助員による生活支援、緊急通報システムの設置により高齢者が安心して暮らせるよう配慮された住宅です。 ◎ 家賃、共益費以外に緊急通報システムサービス費用が必要 月額 0 ~ 4,900 円。直近の所得税額で決まります ◎ 緊急通報システム利用にはNTTアナログ回線の接続が必要 月額 約 2,000 円 + 電話機 または FAX機が必要です	P 8
収入基準	「政令月収額の上限金額」を団地ごとに定めたものです。 上限を超えている場合は応募できません。	P 1 4
裁量階層世帯	一定の条件に該当される世帯をいいます。 ◎ 条件に該当される方は募集住宅応募時の「政令月収額の上限」が変わります。	P 1 4
政令月収額	下記の計算式で算出できます。 (年間総所得金額 - 控除額) ÷ 12 = 政令月収額 ◎ 20・21ページの【資料4】の記入例を参考にして計算してください。	
年間総収入金額	前年中、収入があった額の合計金額をいいます。 給与、年金、事業等それぞれの年間収入金額の合算になります。 年間総収入額 = 給与収入 + 年金収入 + 事業収入等 ◎ 「申込書」の年間総収入金額欄に記入の際は上記で該当される収入を別々に記入してください。	P 1 5 ~ P 1 7
年間総所得金額	給与所得、年金所得、事業所得等をそれぞれの収入金額の計算式にあてはめて金額を算出してください。 年間総所得額 = 給与所得 + 年金所得 + 事業所得等 ◎ 20・21ページの【資料4】の記入例を参考にして計算してください。 ◎ 「申込書」の年間総所得金額欄に記入の際は上記で該当される所得(給与、年金、事業)を別々に記入してください。	



住 所

川西市中央町3-2 川西北ビル5階

電話番号

(072) 740-1090

営業時間

月曜～金曜 9:00～19:00 (年末年始・祝日除く)

注 意

当センター入居ビル(川西北ビル)には駐車場・駐輪場
はございませんので、市役所駐車場・駐輪場をご利用願
います